

京都市左京区北大路高野住宅地区建築協定

建築協定区域

京都市左京区高野上竹屋町の一部
及び同区高野玉岡町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■目的

第1条 この協定は、建築基準法及び京都市建築協定条例にもとづき、この協定の第3条に定める区域内における建築物の構造、形態及び用途について協定し、住宅地の良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

■建築物等の制限

第5条 建築協定区域内において、建築物を新築し、又は増築することを禁止する。ただし、各住戸専有敷地面積に対する法令、条例に定める建ぺい率及び容積率以下の増築であって、建築協定時における建築物外壁面より3m以内の平家建及び屋上バルコニーの2階部分についてはこの限りでない。

2 住宅以外の用途に変更し使用すること、又は住宅以外の用途に改築し、使用することを禁止する。ただし、主たる用途を住宅とし、次に掲げる用途を兼ねるもので、運営委員会が環境保全上支障がないと認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 日用品を販売する小売店舗
- (2) 診療所
- (3) 理髪店、学習塾、その他これに類するもの

3 高さ2mを超える塀、その他の囲いを設置することを禁止する。ただし、生垣についてはこの限りでない。

4 屋外広告物を設置することを禁止する。ただし、自家用の屋外広告物で、その面積が0.6平方メートル以下のものについてはこの限りでない。

※ 増築について

北大路高野住宅地区は建築基準法第86条に基づく認定（総合的設計による一団地の建築物の適用）を受けており、増築に関しては次の基準に適合しなければいけません。

- ① 増築部分は耐火建築物又は準耐火建築物とする。
- ② 各戸の界壁を共有する場合は耐火構造とする。
- ③ 増築申請は各戸申請とする。
- ④ 増築については建築協定書及び関係法令、条例を厳守する。

なお、増築できる範囲が各戸毎に定められていますので、詳細は管理組合又は京都市都市計画局建築指導部指導課において確認してください。



付近見取図

京都市左京区北大路高野住宅地区建築協定区域図

